

調整池、貯留ピットが設置されている地区

まちづくり整備基準条例第11条

- ① 吉川特定土地区画整理地内
吉川市きよみ野一丁目、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、きよみ野四丁目及びきよみ野五丁目
- ② 吉川保土土地区画整理地内
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14号第1項の規定により、平成11年8月20日付け吉川市告示第82号で土地区画整理組合を認可された施行地区
- ③ 吉川中央土地区画整理地内
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14号第1項の規定により、平成8年8月13日付け埼玉県告示第1290号で土地区画整理組合を認可された施行地区並びに吉川市新栄一丁目及び新栄二丁目
- ④ 吉川駅南特定土地区画整理地内
住宅・都市整備公団法第41条第1項（昭和56年法律第48号）の規定により、平成2年9月3日付け建設省告示第1528号で事業計画を認可された施行地区
- ⑤ 東埼玉テクノポリス
吉川市旭
- ⑥ 武蔵野操車場跡地地区土地区画整理地内
土地区画整理法（昭和29年法律119号）第4条第1項の規定により、平成20年7月22日付け埼玉県告示第995号で土地区画整理事業を認可された施行地区